

五十八条 介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	補
別表			別表		
単位数表			単位数表		
1 訪問型サービス費			1 訪問型サービス費		
イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合（1 月につき）			イ 訪問型サービス費(I)		
(1) 1 週に 1 回程度の場合			1,176単位		
(2) 1 週に 2 回程度の場合			2,349単位		
(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合			3,727単位		
ロ 1 月当たりの回数を定める場合（1 回につき）			ロ 訪問型サービス費(II)		
(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			2,349単位		
(2) 生活援助が中心である場合					
↳ 所要時間20分以上45分未満の場合			179単位		
↳ 所要時間45分以上の場合			220単位		
(3) 短時間の身体介護が中心である場合			163単位		
(削る)			ハ 訪問型サービス費(III)		
(削る)			ニ 訪問型サービス費(IV)		
(削る)			ホ 訪問型サービス費(V)		
(削る)			ヘ 訪問型サービス費(VI)		
(削る)			ト 訪問型サービス費（短時間サービス）		
注 1 利用者に対して、指定相当訪問型サービス事業所（指定相当訪問型サービス等基準第 4 条第 1 項に規定する指定相当訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定相当訪問型サービスを行った場合に、 <u>介護予防サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第14条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。</u>			注 1 利用者に対して、指定相当訪問型サービス事業所（指定相当訪問型サービス等基準第 4 条第 1 項に規定する指定相当訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定相当訪問型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、イからハまでについては 1 月につき、ニからトまでについては 1 回につき、それぞれ所定単位数を算定する。		
(削る)			イ 訪問型サービス費(I) 介護予防サービス計画（法第 8 条の 2 第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則第83条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）及びケアプランにおいて 1 週に 1 回程度の指定相当訪問型		

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

- 2 ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。
- 3 ロ(2)については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第40条第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。）に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 4 ロ(3)については、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。
- 5 イ並びにロ(1)及び(3)については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- サービスが必要とされた事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して指定相当訪問型サービスを行った場合
- ロ 訪問型サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回程度の指定相当訪問型サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して指定相当訪問型サービスを行った場合
- ハ 訪問型サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回を超える程度の指定相当訪問型サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して指定相当訪問型サービスを行った場合
- ニ 訪問型サービス費(Ⅳ) 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、1月の中で全部で4回以下の指定相当訪問型サービスを行った場合
- ホ 訪問型サービス費(Ⅴ) 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、1月の中で全部で5回以上8回以下の指定相当訪問型サービスを行った場合
- ヘ 訪問型サービス費(Ⅵ) 事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して、1月の中で全部で9回以上12回以下の指定相当訪問型サービスを行った場合
- ト 訪問型サービス費（短時間サービス） 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心であり、かつ、1月の中で全部で22回以下の指定相当訪問型サービスを行った場合

(新設)

(新設)

(新設)

- 2 介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

(新設)

(新設)

8 指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定相当訪問型サービス事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定相当訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

9～12 (略)

13 イについて、利用者が一の指定相当訪問型サービス事業所において指定相当訪問型サービスを受けている間は、当該指定相当訪問型サービス事業所以外の指定相当訪問型サービス事業所が指定相当訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。

ハ 初回加算 200単位
注 指定相当訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者(指定相当訪問型サービス等基準第4条第2項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った場合又は当該指定相当訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ニ (略)

ホ 口腔^{くわう}連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健^{ろうけん}局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所の従業者が、口腔^{くわう}の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条第1項に規定する担当職員をいう。)、介護支援専門員(同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。)又は第一号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号二に規定する第一号介護予防支援事業をいう。)に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔^{くわう}連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

3 指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定相当訪問型サービス事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

4～7 (略)

8 利用者が一の指定相当訪問型サービス事業所において指定相当訪問型サービスを受けている間は、当該指定相当訪問型サービス事業所以外の指定相当訪問型サービス事業所が指定相当訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の指定相当訪問型サービス事業所がいずれも二からトまでのいずれかの算定に係る指定相当訪問型サービスを行った場合は、この限りでない。

チ 初回加算 200単位
注 指定相当訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画(指定相当訪問型サービス等基準第40条第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者(指定相当訪問型サービス等基準第4条第2項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った場合又は当該指定相当訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

リ (略)

(新設)

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
(削る)
(削る)

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 通所型サービス費

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

- (1) 事業対象者・要支援1 1,798単位
- (2) 事業対象者・要支援2 3,621単位
(削る)
(削る)

ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

- (1) 事業対象者・要支援1 436単位

ヌ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからリまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからリまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからリまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ル 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからリまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからリまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、イからリまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 通所型サービス費

イ 通所型サービス費

- (1) 事業対象者・要支援1（1月につき） 1,672単位
- (2) 事業対象者・要支援2（1月につき） 3,428単位
- (3) 事業対象者・要支援1（1回につき） 384単位
- (4) 事業対象者・要支援2（1回につき） 395単位
(新設)

(2) 事業対象者・要支援2

447単位

注1 看護職員（指定相当訪問型サービス等基準第48条第2号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（同条第1項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定相当通所型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

2 利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合についてはイ(1)又はロ(1)に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合についてはイ(2)又はロ(2)に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

3 ロ(1)については、1月につき4回、ロ(2)については、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6・7 (略)

8 イについて、利用者が一の指定相当通所型サービス事業所において指定相当通所型サービスを受けている間は、当該指定相当通所型サービス事業所以外の指定相当通所型サービス事業所が指定相当通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。

9 指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) イ(1)を算定している場合（1月につき）

376単位

注1 看護職員（指定相当訪問型サービス等基準第48条第2号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（同条第1項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定相当通所型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、(1)及び(2)については1月につき、(3)及び(4)については1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(1) 事業対象者・要支援1 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1である者に対して、指定相当通所型サービスを行った場合

(2) 事業対象者・要支援2 事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して、指定相当通所型サービスを行った場合

(3) 事業対象者・要支援1 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1である者に対して、1月の中で全部で4回以下の指定相当通所型サービスを行った場合

(4) 事業対象者・要支援2 事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して、1月の中で全部で5回以上8回以下の指定相当通所型サービスを行った場合

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

4 利用者が一の指定相当通所型サービス事業所において指定相当通所型サービスを受けている間は、当該指定相当通所型サービス事業所以外の指定相当通所型サービス事業所が指定相当通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の指定相当通所型サービス事業所がいずれもイ(3)又は(4)の算定に係る指定相当通所型サービスを行った場合は、この限りでない。

5 指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) イ(1)又は(3)を算定している場合

376単位

	(2) <u>イ(2)を算定している場合（1月につき）</u>	752単位
	(3) <u>ロを算定している場合（1回につき）</u>	94単位
10	<u>利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（イ(1)を算定している場合は1月につき376単位を、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注9を算定している場合は、この限りでない。</u>	
ハ	生活機能向上グループ活動加算	100単位
注	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数 ^{くう} を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、 <u>栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算</u> のいずれかを算定している場合は、算定しない。	
	イ～ハ（略）	
	（削る）	
ニ	（略）	
ホ	栄養アセスメント加算	50単位
注	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメ	
	(2) <u>イ(2)又は(4)を算定している場合</u> (新設) (新設)	752単位
ロ	生活機能向上グループ活動加算	100単位
注	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、 <u>運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択^{くう}的サービス複数実施加算</u> のいずれかを算定している場合は、算定しない。	
	イ～ハ（略）	
ハ	運動器機能向上加算	225単位
注	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。	
イ	<u>専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。</u>	
ロ	<u>利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。</u>	
ハ	<u>利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。</u>	
ニ	<u>利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。</u>	
ホ	<u>利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定相当通所型サービス事業所であること。</u>	
ニ	（略）	
ホ	栄養アセスメント加算	50単位
注	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメ	

ント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ～ニ （略）

ヘ・ト （略）

チ 一体的サービス提供加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、１月につき所定単位数を加算する。ただし、ヘ又はトを算定している場合は、算定しない。

（削る）

（削る）

（削る）

リ～ヲ （略）

ワ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

（削る）

（削る）

ント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ～ニ （略）

ヘ・ト （略）

チ 選択的サービス複数実施加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 選択的サービス複数実施加算(I) 480単位

ロ 選択的サービス複数実施加算(II) 700単位

リ 事業所評価加算 120単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の１月から12月までの期間（ハ若しくはヘの注に掲げる基準又はトの注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り１月につき所定単位数を加算する。

ヌ～ワ （略）

カ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからワまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからワまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからワまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

カ 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イから<u>ヲ</u>までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イから<u>ヲ</u>までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位 コ 介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、イから<u>ヲ</u>までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。 3 介護予防ケアマネジメント費 イ 介護予防ケアマネジメント費（1月につき） <u>442単位</u> 注 1 （略） 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 ロ 初回加算 300単位 注 介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、新規に<u>介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメント事業所が作成する介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）に類するものをいう。以下同じ。）</u>を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。 ハ 委託連携加算 300単位 注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における<u>介護予防ケアプラン</u>の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。	ク 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イから<u>ワ</u>までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イから<u>ワ</u>までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位 ケ 介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、イから<u>ワ</u>までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。 3 介護予防ケアマネジメント費 イ 介護予防ケアマネジメント費（1月につき） <u>438単位</u> 注 （略） （新設） （新設） ロ 初回加算 300単位 注 介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、新規に<u>ケアプラン</u>を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。 ハ 委託連携加算 300単位 注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における<u>ケアプラン</u>の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。
--	---

第五十九条 介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 単位数表 1 訪問型サービス費 イ～ホ (略) ハ 介護職員等処遇改善加算 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(I) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数</u> (2) 介護職員等処遇改善加算(II) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数</u> (3) 介護職員等処遇改善加算(III) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数</u> (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数</u> 2 <u>令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)</u>が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数</u> (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数</u> (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数</u> (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数</u> (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数</u>	別表 単位数表 1 訪問型サービス費 イ～ホ (略) ハ 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u> (1) 介護職員処遇改善加算(I) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数</u> (2) 介護職員処遇改善加算(II) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数</u> (3) 介護職員処遇改善加算(III) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</u> (新設)

<u>(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)に相当する単位数</u>	<u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の163</u>
<u>(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7)に相当する単位数</u>	<u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の163</u>
<u>(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)に相当する単位数</u>	<u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の158</u>
<u>(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9)に相当する単位数</u>	<u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の142</u>
<u>(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10)に相当する単位数</u>	<u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の139</u>
<u>(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)に相当する単位数</u>	<u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の121</u>
<u>(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)に相当する単位数</u>	<u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の118</u>
<u>(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)に相当する単位数</u>	<u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の100</u>
<u>(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)に相当する単位数</u>	<u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数</u>

(削る)

(削る)

2 通所型サービス費

イ～ヲ (略)

ワ 介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 通所型サービス費

イ～ヲ (略)

ワ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通

当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

(新設)

(11) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(11)</u> <u>相当する単位数</u>	イからヲまでにより算定した単位数の1000分の53に	(12) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(12)</u> <u>相当する単位数</u>	イからヲまでにより算定した単位数の1000分の43に	(13) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(13)</u> <u>相当する単位数</u>	イからヲまでにより算定した単位数の1000分の44に	(14) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(14)</u> <u>相当する単位数</u>	イからヲまでにより算定した単位数の1000分の33に
(削る)							
(削る)							
3 (略)							

<u>カ 介護職員等特定処遇改善加算</u>	<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	(1) <u>介護職員等特定処遇改善加算(I)</u> <u>イからヲまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</u>	(2) <u>介護職員等特定処遇改善加算(II)</u> <u>イからヲまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</u>	<u>ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算</u>	<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、イからヲまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。
3 (略)					

(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の一部改正)

第六十条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和五年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部改正）

第八条 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成十八年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表第一 1～5 (略) 6 指定通所介護 イ 利用者に対して、指定通所介護（指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者（以下この号において「指定通所介護受託居宅サービス事業者」という。）が、厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告	別表第一 1～5 (略) 6 指定通所介護 イ 利用者に対して、指定通所介護（指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者（以下この号において「指定通所介護受託居宅サービス事業者」という。）が、厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告